

# 奈良県非住宅木造建築市場調査業務委託 業務説明書

## 1 業務の概要

### 1-1 業務の目的

奈良県内の素材(丸太)生産量は昭和37年の1,191千㎡をピークに約1/7(令和3年約170千㎡)まで減少しており、県土の77%を森林が占める当県の基幹産業の一つである林業は危機的状況にある。しかし、従来、吉野材に代表される奈良県産材の強みとされてきた優良材については、住宅様式の変化や、住宅着工戸数の減少傾向などから、激しい需要減衰に直面している。今後の奈良県産材の需要拡大のためには、新たな市場の開拓が急務である。

現在、建築基準の合理化や木質耐火部材等の技術開発が進んでおり、全国的に非住宅分野での木材利用が注目されている。

そこで、今後需要の増加が見込まれる、非住宅木造建築市場において、どのような木材が求められ、成長余力が見込まれるのかといった展望について調査を行う。また、奈良県産材や現在の奈良県の木材産業の構造について分析を行った上で、戸建て住宅向けの優良材を主としてきた奈良県産材が、非住宅木造建築市場においてどのように活用されるのか、定量的な把握を行うことで、今後の販路拡大の基礎資料とすることを目的とする。

### 1-2 業務の内容

#### (1) 非住宅木造建築市場の現状調査

- ・ 中大規模の非住宅木造建築市場の規模の推移を把握すること。なお、本調査において、中大規模建築とは、木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものとする。
- ・ 非住宅木造建築市場において、奈良県を含め、全国的に伸びている建物用途の把握を行うこと。
- ・ 非住宅木造建築において用いられる木材の種類(樹種、木製品の種類・規格等)および、床面積当たりのそれぞれの使用量などについて、大まかな目安を把握すること。

#### (2) 奈良県産材および奈良県木材産業の現状分析

- ・ 奈良県産材および奈良県の木材産業の構造等の特徴等について、「1-5(3)その他①貸与資料」に示す、発注者が貸与する資料に基づき分析を行うこと。  
なお、受託者が県内の木材関係事業者等に対してヒアリング等の独自の調査を行うことを妨げるものではない。

#### (3) 上記(1)(2)の調査結果に関する中間報告

- ・ (1)および(2)の調査・分析が完了した時点で、その内容について発注者に報告すること。
- ・ 中間報告に基づき、(4)に関する調査対象および調査の詳細方針等について、発注者と協議すること。

#### (4) 非住宅木造建築におけるモデルケースの分析

- ・ (1)において把握した将来的に成長が期待できる建物用途について、モデルケースとなる事例を3例以上選定し、用いられた木材の種類(樹種、木製品の種類・規格等)および、床面積当たりのそれぞれの使用量などを把握し、建築物としての特長や、木造化にいたる意思決定の過程・特徴等を検証すること。なお、木造建築での選定が困難な場合は、3例のうち1例は内装等の木質化で特筆すべき特徴を持つものとする可とする。
- ・ 上記の検証においては、建物用途は原則として重複しないものとする。ま

た、特定の地域の木材産業が大きく関与しているケースを最低1例以上選定し、その特定地域の木材産業の強み、弱み、サプライチェーンの構築状況、販売上の課題等について、ヒアリングを含めた調査を行うこと。

(5) 検証および評価

- ・ (1)～(4)の調査に基づき、今後、非住宅木造建築市場において特に成長が見込まれる建物用途等を展望すること。
- ・ 上記に関して、建物用途ごとに建築主の特徴や、木造化にいたる意思決定において大きい役割を果たすプレイヤーの分析を行うこと。
- ・ 奈良県産材や奈良県の木材産業が、非住宅木造建築分野で強みを発揮できる用途・分野(建物用途、構造材、内装材等)を分析すること。
- ・ 奈良県産材や奈良県の木材産業が、非住宅木造建築分野で存在感を示すにあたり、今後克服すべき課題を抽出すること。なお、抽出する課題については、奈良県の公設試験機関である森林技術センターにおける研究シーズとして提案できる内容を1点以上含むこと。

(6) 業務完了報告書の作成

- ・ 上記(1)～(5)の結果を報告書にまとめること。

1-3 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

1-4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4」検査・分析・調査業務で登録されている者(企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者)であること。
- (2) 過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務(市場調査、マーケットリサーチ等の調査・分析業務)の履行実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第

2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (10) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

#### 1-5 成果品

本業務の成果品及び成果品引渡期限等については、以下のとおり。

- (1) 引渡期限 令和6年2月29日（木）
- (2) 納入先 奈良県 水循環・森林・景観環境部 奈良の木ブランド課
- (3) 成果物  
業務完了報告書（印刷2部及び外部媒体に記録したPDFデータ）
- (4) 検収方法
  - ①奈良県は、上記（3）に掲げる成果物について、契約書、及び奈良県非住宅木造建築市場調査業務委託説明書等に基づき、必要な検査を行う。
  - ②上記①において指摘があった場合には、受託者は奈良県の指示に従い適正に対応するとともに、再度確認を得なければならない。

#### 1-6 その他の事項

- (1) 個人情報に関する取扱い  
本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取扱うことし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。
- (2) 著作権の譲渡等  
この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
  - ①受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利）に規定する権利を含む。）を奈良県に無償で譲渡するものとする。
  - ②奈良県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
  - ③受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
  - ④著作権が奈良県以外の第三者に帰属する素材を使用する場合は、インターネット等での使用が許諾されているか確認すること。なお、それに係る費用は受託者の負担とする。また、当該素材を永続的に使用することに伴う契約期間後の交渉・処理についても、受託者が責任を負い、それに係る費用は受託者の負担とする。
- (3) その他
  - ①貸与資料
    - ・令和2年度奈良の木サプライチェーン調査委託業務報告書一式
    - ・令和3年度奈良の木サプライチェーン調査委託業務報告書一式
    - ・業界団体・事業者等との打合せ記録（県外含む）
    - ・その他、奈良県が保有する資料※なお、上記資料は本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて貸与するものとする。県が貸与する資料は本業務の完了後、速やかに返却しなければならない。

## ②機密保護

- ・受託者はデータの漏えい、紛失、盗難等を防止する措置をとらなければならない。
- ・受託者は、奈良県より貸与された資料及び本業務実施中に生じる全ての成果品を、奈良県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- ・奈良県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意すること。

## ③再委託について

原則として、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の内容、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果物については、物品等の製造いかに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

## 2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

- 2-1 提出方法 FAXで提出し、電話にて受信の確認を行うこと。  
担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。
- 2-2 受付期間 令和5年5月16日（火）の午後5時まで。  
ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。
- 2-3 提出先 奈良県水循環・森林・景観環境部  
奈良の木ブランド課 ブランド戦略係  
TEL 0742-27-7470 FAX 0742-27-1070  
住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
- 2-4 回答 令和5年5月18日（木）までに、全質問に対する回答を「奈良県奈良の木ブランド課ホームページ」において公表する。

## 3 参加表明書の作成上の留意事項

- 3-1 参加表明書の作成方法  
様式1-1、1-2に示すとおりとする。
- 3-2 参加表明書の提出
- (1) 提出期間 令和5年5月9日（火）から令和5年5月19日（金）  
ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
  - (2) 提出先 上記2の2-3「提出先」に同じ。
  - (3) 提出物および提出部数
    - ・様式1-1 参加表明書・・・1部
    - ・様式1-2 同類業務の実績・・・1部
  - (4) 提出方法 持参または郵送  
郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

- 4 企画提案書の提出を依頼する者を選定するための要件  
参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有すると確認された者に対し、書類審査を行い、書類に不備のない者を企画提案書の提出を依頼する者として選定する。
- 5 選定、非選定の通知
  - 5-1 参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼または非選定の通知をする。このうち、非選定の通知をした者に対してはその理由を書面により通知する。
  - 5-2 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。
  - 5-3 上記5-2の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に書面により行う。
  - 5-4 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおり。
    - (1) 受付方法：持参又は郵送。任意様式とする。  
郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
    - (2) 受付場所：上記2の2-3「提出先」に同じ。
    - (3) 受付期間：上記5-2のとおり。
- 6 企画提案書の作成に関する質問の受付及び回答
  - 6-1 提出方法 FAXで提出し、電話にて受信の確認を行うこと。  
担当者名および連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。
  - 6-2 受付期間 令和5年5月26日（金）の午後5時まで。  
ただし、受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
  - 6-3 提出先：上記2の2-3「提出先」に同じ。
  - 6-4 回答 令和5年5月30日（火）までに、全質問に対する回答を企画提案書の提出を依頼した者に対し、電子メールにて通知する。
- 7 企画提案書の作成上の留意事項
  - 7-1 プロポーザルは業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
  - 7-2 右肩の（商号又は名称）以外に、提出者（再委託先を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とする。
  - 7-3 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
  - 7-4 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - 7-5 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書をその特定以外の

目的で、提案者に無断で他に使用することはない。

7-6 企画提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効となる。

7-7 企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7-8 企画提案を求める項目  
奈良県非住宅木造建築市場調査業務に関する企画提案

7-9 企画提案書の作成方法  
企画提案書の様式は別添（様式2-1及び2-2）に示すとおりとする。

7-10 提出物の内容に関する留意事項

(1) 企画提案書

企画提案書には業務の目的及び内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

※記載様式は別添（様式2-2）とし、A4サイズ10枚以内に記載すること。

① 業務概要

ア 業務の目的を達成するための全体イメージ及び調査方針等の概要を記載すること

② 調査・分析業務の提案

ア 本業務の目的を踏まえ、非住宅木造建築市場の現状調査について、調査項目、調査対象、調査方法などを記載すること

イ 非住宅木造建築におけるモデルケースの分析について、モデルケースの選定の考え方や手順、分析方法について記載すること

ウ 検証および評価について、奈良県産材や木材産業が解決すべき課題抽出の考え方や手順、検討方法について記載すること

③ 実施体制

ア 本業務を実施するにあたっての人員配置や業務分担、県との連絡体制について記載し、配置する人員については同種業務における経験や実績についても記載すること。

④ 業務実績

ア 市場調査やマーケティングリサーチなどの調査業務の実績について5件まで記載し、各業務実績について非住宅建築市場または木造建築市場に関する調査である場合は、その旨を明記すること。

(2) 業務フロー及びスケジュール

・業務遂行のフロー図と、スケジュール表を提出すること。

・記載様式は任意とし、A4サイズ1枚以内に記載すること。

(3) 経費見積

・本業務実施に係る必要経費の見積書を提出すること。

・記載様式は任意とし、A4サイズ1枚以内に記載すること。

7-11 委託上限額

5,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7-12 企画提案書の提出

- (1) 提出期間：令和5年5月23日（火）から令和5年6月2日（金）の午後5時まで。  
 ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
- (2) 提出先：上記2の2-3「提出先」に同じ
- (3) 提出物および提出部数（A4サイズ）  
 正 各1部、副 各5部  
 ・様式2-1 企画提案書  
 ・様式2-2 奈良県非住宅木造建築市場調査業務に関する企画提案  
 ・業務フロー及びスケジュール（任意様式）  
 ・見積書（任意様式）
- (4) 提出方法 持参または郵送  
 郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

8 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目・評価基準は下記のとおり。

評価項目		評価基準	配点
企画提案力 配点 50点	①業務の理解度	非住宅木造建築市場の状況・市場環境などを理解したうえで、的確な調査方針・調査方法を示しているか。	5点
	②調査・分析業務の提案	調査項目、調査対象、調査方法が具体的に明記されており、実現可能で妥当なものとなっているか。 モデルケースの分析や、県産材や木材産業の課題を抽出するための具体的な手順を示しているか。	45点 (15点×3)
業務遂行力 配点 40点	③実施体制	県及び関係機関との連絡体制及び市場調査やマーケティングリサーチなどの経験・実績を踏まえた組織・人員体制が構築されているか。	20点
	④業務実績	市場調査やマーケティングリサーチなど、同種業務に対する十分な実績がある。非住宅建築市場または木造建築市場に関する調査である場合は加点する。	20点
見積価格 配点 10点	⑤見積価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である。	10点
合計			100点

\*）審査委員の合計点を集計し、最高点のものを受託者とする。ただし、総得点が一定基準（各項目得点の5割かつ総得点の6割）に満たない場合は受託者として特定しない。

\*）提案者が1者である場合についても上記評価基準に基づき評価を行い、一定基準（各項目得点の5割かつ総得点の6割）以上の評価がある場合は、水循環・森林・景観環境部請負業者選定審査会の承認を経て、受託者として特定する。

9 特定、非特定の通知

- 9-1 企画提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、非特定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知する。
- 9-2 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。
- 9-3 上記9-2の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に書面により行う。
- 9-4 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおり
- (1) 受付方法  
持参または郵送  
※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
  - (2) 受付場所  
上記2の2-3「提出先」に同じ。
  - (3) 受付期間  
上記9-2のとおり

10 その他留意事項

- 10-1 契約書の作成を要する。
- 10-2 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とする。
- 10-3 企画提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は原則として認めない。
- 10-4 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。特定を行う作業の終了後には裁断して破棄する。
- 10-5 提出された企画提案書およびその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 10-6 企画提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 10-7 提出された書類は返却しない。
- 10-8 この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- 10-9 本業務内容は、協議により一部変更することがある。
- 10-10 県の要請に応じ、随時来庁し、調査状況若しくは分析状況について協議や報告を行うとともに必要となる資料の作成を行うこと。



- 10-11 特定された場合、当該業務契約書に必要となる企画提案書の内容を反映させた特記仕様書を県に提出すること。様式は県より別途指示する。
- 10-12 奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号）にのっとり、別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。